

論文審査の結果の要旨

論文題目 ジェイムズ・ステュアートの貨幣・信用論
氏名 ^{ふるや ゆたか} 古谷 豊

1 概要

本論文は、「最後の重商主義者」とよばれてきたジェイムズ・ステュアート (1713-1780) の貨幣・信用論を、原理的に再検討し、そこに隠された独自の体系的な理論構造を発掘し、経済学史研究における従来のステュアート像の拡張ないし変更を試みるものである。全体は目次、本論、初出一覧、参考文献の合計 112 頁 (1 頁あたり 36 × 33 字) からなり、本論は序章を含め 6 つの章で構成されている。その概要は以下のとおりである。

「序章」ではアダム・スミスの『国富論』に先行する経済学体系の創生という観点から、ステュアートの『経済学原理』の研究が急速に進んでいることが紹介されている。そのなかで、近年とくにその後半体系をなす第 3・4 編の貨幣・信用論に関心が集まっている点が指摘される。ステュアートの体系は、古典派経済学とは異なる「最初の貨幣的経済学」とされ、独自の学説史上の源流として見直されている。しかし、このような近年の再評価においても、(1) 貨幣論と信用論の体系的連関が見失われたままであり、(2) 信用論も「私的信用」に過度の偏った理解となっている点で、重大な欠陥を抱えている。このように問題を提起した後、この「序章」では論文全体がこの基本問題にどのように答えてゆくか、概要が示されている。

第 1 章「ステュアートの貨幣本質論」では、まず内外の研究をサーベイし、ステュアートの貨幣・信用論への高い評価にもかかわらず、計算貨幣に対する評価は一般になぜか低い、これはいささか不可解な現象であるという。そして、このようなちぐはぐな評価の背景には、ステュアートの貨幣本質論として計算貨幣論と、鑄貨論との関係が正確に理解されていないためではないかという。この関係を明確にするために、まず、第 3 編「貨幣と鑄貨について」のテキストに対する解釈を通じて、その眼目は、実在する鑄貨から、貨幣＝計算貨幣という ideal な尺度を区別することにあつたことが示される。従来の評価は、計算貨幣と実際の鑄貨の次元差を充分意識せず、計算貨幣の意義を見落としてきたという。このような観点から、ステュアート「計算貨幣」論に関する代表的な研究である、竹本洋氏の見解を丹念に批判している。竹本説はステュアートのあげる計算貨幣の具体例、すなわち、アムステルダム銀行のグルテン・バンコ、ブリテンでの計算貨幣案、外国為替を検証し、計算貨幣といわれている内容が一貫しておらず、説明が不完全であり、概念として未成熟であるという評価を下している。これに対して、本論文筆者は、これらの「実例」を独自に検討し、それを通じて、それらは、現実の鑄貨や信用貨幣が、計算貨幣という貨幣の理念に照らしてみると、いずれも不適格な面を抱えており、その限界を可能な限り除去すべく対処すべしと主張する趣旨において一貫しているという。このようなかたちで、まず貨幣本質論として計算貨幣を掲げて、鑄貨のみならず、その「貨幣＝計算貨幣の実体化ないし適用形態」として、紙幣や銀行預金、その他の具体的存在を体系的に捉えるところに、ステュアート計算貨幣論の本義をみるべきだという。計算貨幣はそれのみ独立させて評価したのでは、ステュアート貨幣・信用論の体系性は認識できなくなるというのである。

第2章「ステュアートの利子論」では、新たなステュアート解釈として近年論議をよんでいる、流動性選好論の先駆という評価が検討される。本論文筆者は、このような評価の一面性を批判し、これに対して、ステュアート利子論の全貌を独自に明らかにしようとする。このため、まず、この新解釈を提示した奥田聡氏の所説を詳細に検討してゆく。

奥田説の基本は、ステュアートの利子論が、利子（より一般的には収益）を貨幣（＝流動性）に対する対価と規定したものだという解釈にある。たしかに、『経済学原理』の第4編第7章では、地主が土地を担保に借りている場合、土地自身と銀行券とは等価であるが、土地は貨幣のように流通しないのに対して、銀行券は貨幣として流通する。利子はこの便宜に対する対価である、と述べられている。奥田説はこのような記述によっているのであるが、しかし、丹念にこの周辺を読めば、（1）ステュアートがここで述べているのは、担保が充分にある場合には、本来なら利子を支払う必要はない、それなのに実際に支払われているとすれば、それは特殊な事情によるのだ、という消極的な説明である。また、（2）土地を担保に入れる地主以外の借り手のケースに関しては、この説明は当たらないのであり、担保を入れずに借りる商業的信用や公信用を度外視して、ステュアート利子論の本質を捉えることはできない。この（2）のような解釈は、利子論を私的信用、商業的信用、公信用の全体に基礎を与えるという、本論文の基本的なステュアート理解に基づいている。このようにみえてくれば、私的信用に限定して、利子＝流動性選好論の先駆とする新解釈は、二重の誤りを犯しているというのである。

この点をふまえて、あらためてステュアートの議論全体を振り返ってみると、利子論がステュアート信用論を体系化するための重要な指標となっていることがわかる。すなわち、担保と引き替えに信用を受けて元本と利子を返す「私的信用」、担保なしに信用を受けて元本と利子を返す「商業的信用」、担保はないが基金があり、利子は払うが元本の返済は借り手の判断にゆだねられる「公信用」、これら三つのブランチを区別し関連づける契機に、利子は位置づけられているのである。

ステュアートは、「貨幣の価格 the price of money（これはわれわれが利子という言葉 the term interest で表しているものである）」という表現を使っている。この「価格」とは何に対する対価なのか、本論文はさらに、この点を追求してゆく。そして「貨幣の価格」というのは、貨幣の「何か」の価格という表現の短縮であり、この価格が利子である、とステュアートは述べているのだという結論にたどりつく。この「何か」に、私的信用の場合には、貨幣の便宜的な使用、すなわち流動性という内容が入るにすぎないのだ、という。この貨幣の「何か」の価格の「何か」には、商業信用の場合なら「自分の所有していない価値を、期間的に使用すること」が入るし、公信用の場合なら「貨幣の使用の期間的繰り上げ」といった内容が入る、というわけである。

一般化していえば、利子とは「貨幣の使用に対する対価である」ということになるというのである。利子率も、このような重層の関係のなかできまるのであり、地主から貨幣階級に一方的に支払われるのだけではない。経済の発達にともなって、貨幣階級と商工階級の間に「両面的競争」が展開されるようになれば、両階級に妥当な利潤をもたらす価格＝利子率で、社会的資源の活用が進むようになるというのがステュアートの利子論の全体像であると結論づけている。

第3章「ステュアートの銀行論」では、通説的な「信用＝私的信用説」が批判され、私的信用・商業的信用・公信用という本論文筆者独自の「信用＝三原理発展説」が提示される。これまでステュアートの銀行論に関しては、彼が商業的信用は危険であり回避すべきものと捉え、私的信用のほうを重視している、という解釈が通説的であった。真正な手形の割引を重視したスミスの銀行論に比して、土地銀行論にとどまっているところに、ステュアート信用論の重商主義的後進性が現れていると考えられてきたのである。

しかし、ステュアートの信用論は、私的信用をスコットランドの銀行に、商業的信用をイングランド銀行に、そして公信用をフランス王立銀行に代表させて、それぞれの特性を論じたのち、これ

らを「流通の銀行」と総括し、これをアムステルダム銀行に代表される「預金の銀行」と対比するという構成になっている。通説は「私的信用」のみにステュアートの銀行論を絞って捉えるが、それではこのようなステュアートの体系的な銀行論の意義を理解することはできない。さらに、通説がよりどころとした第5章のタイトル「流通の銀行は商業的信用ではなく私的信用に基づいて紙券を発行すべきである」もよく読むと、この「流通の銀行」と訳されている部分が、実は Such Banks となっていることに気づく。この Such の意味は、前後から判断して「私的信用に基づく流通の銀行」と解釈すべきであり、したがって、「私的信用に基づく流通の銀行」はそれに応じた規則に従って行動すべきであるという趣旨となる。いかえれば、流通の銀行全般について、私的信用に基づいて貸し出しをすべきだといっているとは解すべきではないという。

このようにステュアートの銀行論を理解するならば、その本来の主張は、信用の三原理を社会における信用の発展という歴史的な筋で独自に体系化したものと再解釈できる。交易と勤労が揺籃期にある段階では、まず私的信用を基礎にして紙券を発行することからはじめ、やがて商業的信用を加え、さらに公信用を取り込むというように段階的に拡張する必要があるというのが、全体を貫くステュアートの主張なのである。通説の依拠する私的信用に限るべきだというのは、この揺籃期に関する限定された主張にすぎないというわけである。そして、この「信用＝三原理発展説」という解釈は、『経済学原理』の第2編で、交易と勤労の揺籃期から、壮年期、老年期へと過程的・歴史的に経済像を捉えてきたことに符合する。ステュアートは、完成した商業社会を想定して、本来の与信形態は何によるべきか、を問うような静態的なアプローチはとっていない。経済社会の発展のなかで、この何によつての「何」も適正に構成されるべきであると論じるステュアートのユニークさに注目すべきだということである。

第4章「ステュアートの為替論」では、為替の変動に対する為政者の役割が検討されている。ステュアートは、為政者は為替が平価になるようにすべきであると提言している。このようなステュアートの提案は、近年注目されている新解釈によれば、国際収支が過度に黒字であるような場合における、臨時的応急処置の必要を説いたものとされる。言い換えれば、その点では、ステュアートも経済統制論者ではなく、基本的にはスミスと同じ経済的自由主義の立場に立脚しているというのである。

このような解釈にたつ代表的なステュアート為替論評価として、竹本洋氏の次のような主張が検討される。「国際収支が黒字の時に輸入商や製造業者に与える悪い影響を回避するために、国家は為替を平価に維持すべきであるが、その政策は同時に為替業を壊滅させるから、あくまで黒字期間中の一時的処置とされるべきである」という評価である。これに対して、論文筆者は、為替業に対するステュアートの論評を再検討し、ステュアートは、この「壊滅」自体を決して否定的に捉えていたのではないことを明らかにする。

本論文筆者は、こうした誤った解釈を生んだ背景には、一つには、こうした解釈をする論者の側の「経済的自由主義者ステュアート」という先入観もあるが、そればかりではないという。ステュアートのテキストの読み方にそもそも問題があるというのである。すなわち、「為替の価格」・「高い為替」といったステュアートの表現を、やや不用意に、現代的な意味で、黒字期の自国通貨高の意味でそのまま解釈していることによるのではないかというのである。「為替の価格」「高い為替」の意味をステュアートの文脈に即して正確に解釈するならば、＜為替レート＝為替の価格＞ではなく、＜為替レート＝平価±為替の価格＞になるという。

このように解釈するならば、「高い為替」の意味も、赤字・黒字を問わず、要するに、平価からの乖離が大きい事態を指すことになる。つまり、ステュアートは、為政者は常に為替を平価に近づけるように努めるべきであるという政策を主張しているのである。為替に関して、基本的には市場に任せ、異常事態においてのみ介入すべし、と主張しているのではないと本論文筆者は主張する。

ステュアートの為替平価維持政策は、近年の通説が主張するように臨時策ではなく、やはり、黒字期・赤字期を問わず正規策として提示されている。その意味は、安定的な価値をもつ対外的な貨幣を必要に応じて供給すべきであるという、広義の貨幣論一般の主張に沿ったものである。

とすれば、為替論も第3・4編を通じて、ステュアートが「為政者にとっては、貨幣学説を完全に把握することはきわめて重要であり、また一国の貨幣を安定かつ不変に保つことは、交易と信用にとってことのほか大事なのである」という主張を一貫して維持していたことがわかる。この文の「貨幣」は、鑄貨のみならず、紙券、そして手形（為替）が代入可能な一般性をもっている、というのである。

第5章「ステュアート貨幣論の背景」では、前章末で示唆されたステュアートの「広義の貨幣」論の構造が明示化され、ステュアート『原理論』体系全体との関連、さらには背後に潜む経済社会像について考察されている。本論文筆者は「ステュアート貨幣論の背景」にあるのは、なによりも、独自の歴史的な経済発展論である、という。一般に貨幣の導入によって物々交換を脱すると、商人による交易経済は、初期商業、対外貿易、国内商業という段階をへて成熟してゆく。自国に商工業を根付かせるためには、これに対応して、適正なかたちで必要な量の貨幣をしかるべき部門に供給しなくてはならない。しかし、こうしたことは自動的に進むことなく、多くの困難をともなう。そのため、為政者が流通の性質について十分な知識を身につけ、適切な働きかけをしなくてはならない、というのがステュアートの貨幣論の基底を流れる思想である、というのである。

このような理解にたつと、「ステュアート貨幣論の構造」が重要な意味をもつ。この全体像との関連を抜きに、特定の部分領域をとりだして、貨幣数量説批判や流通必要量、有効需要や流動性選好、為替調整などに関して、その現代的意義を捉えようとする学説史研究の最近の傾向には根本的な難点がある、という。その限界は、『原理論』の第4編に評価が偏り、第3編が軽視される点に端的に現れている。ステュアートの貨幣論体系の要にあるのは、第3編における〈貨幣＝計算貨幣〉説であり、この広義の貨幣概念のもとに、その現実形態としての鑄貨や紙券、手形といった各種信用貨幣が体系的に位置づけられているのである。

このような「ステュアート貨幣論の意義」は、まず『原理論』総体の理解を一貫したものとして捉えることを可能ならしめることに見いだされる。第1編で論じられた揺籃期の社会は、第2編にかけて人口の増加が農業の剰余をうみ、次第に商工業が発展してゆく。このような発展段階論的認識を、ステュアートは『原理論』の前半体系で展開している。第3、4編の貨幣・信用論は、全体として、このような一連の進歩に関わる貨幣的流通の増大を、ステュアートは貨幣本質論から実物貨幣・信用貨幣の構造レベルの論理へ、さらにそれを実体化した各種形態レベルの論理へと立体化するものであった。経済社会が歴史的に変化するなかで、貨幣はその態様を変化させる。この点で、ステュアートの貨幣論に隠された体系的性を発掘する作業は、今日の貨幣現象を理解するうえで、新たな洞察を与えるというのである。

2 評価

以上のような内容を有する本論文の積極的意義を述べれば、つぎのようになる。

第1に、ステュアート『経済学原理』第3,4編を密接に関連した総体として捉え、ステュアートの貨幣・信用論に隠された体系的性格を明示した点があげられる。このため、これまでちぐはぐな評価を受けてきた第3編と第4編との関係を全面的に見直し、ステュアートの計算貨幣が体系の要として重要な地位を占めることを明らかにした意義は大きい。とりわけ、「計算貨幣」を実在の貨幣として見なしたために、ステュアートの「計算貨幣」論を不完全で未成熟な理論と捉えてしま

う通説が内在的に批判され、これに自説を明確に対置されている点は、学術論文として説得力をもつ。すなわち、本論文筆者によれば、ステュアートの「計算貨幣」は、観念的＝理念的な価値尺度として＜貨幣＝計算貨幣＞であり、実在の貨幣の上位概念をなす。鑄貨、紙幣、銀行券といった、さまざまな実在の貨幣は、この「計算貨幣」に対して、それぞれに独自の不適格さをもつことが明らかになる。ステュアートの貨幣論は、このような構造で、さまざまな実在の貨幣の限界を「実例」として示し、その対処法を実体経済の発展に即して解明するかたちになっているというのである。しかし、このような体系性は、第3編と第4編が分離しており、しかも、第4編が直接には利子論を基礎としているために、『原理論』の篇別構成からは捉えにくいかたちになっている。この隠された全体像を、ステュアートのテキストを徹底的に読み込むことで掘り起こした能力は高く評価されなくてはならない。

第2に、『経済学原理』全体のモチーフのなかで貨幣・信用論のもつ意味が明確にされている点である。経済社会を歴史的に発展する対象として捉え、そのなかで十分な知識をもった為政者が適切に舵を切るという必要があるというステュアートの全体を貫く主張のうちに、広義の貨幣が、鑄貨から各種の信用貨幣を取り込むかたちで供給されてゆく必要性をステュアートは一貫して説いていたというのである。経済発展に沿った段階的な調整を可能にするために、貨幣・信用論の体系化が必要となった点、そしてそれが、貨幣本質論＝計算貨幣論を基礎にして、鑄貨政策、紙幣政策、為替政策を統合されていった点、がきわめて説得的に展開されている。

第3に、ステュアート貨幣・信用論の計算貨幣論、利子論、銀行論、為替論などの個別の領域に関しても、独創的な見解を築き上げている。その内容については、上記概要に摘記した通りであるが、計算貨幣に関しては、「貨幣＝鑄貨」観の誤りを明確にし、ステュアートの貨幣本質論としての位置を明確に読み解いた点、利子論に関しては、「貨幣の価格」という意味を究明することで、それが単なる流動性に対するプレミアムといった意味ではなく、「貨幣の使用」に対する価格を含意し、私的信用、商業的信用、公信用を包含する利子概念として解釈すべき点を明確にした点、銀行論に関しては、静態的銀行論に捕らわれた従来のステュアート銀行論＝土地担保融資発券重視説に対して、経済社会の発展に応じて銀行の与信形態を適切に誘導する必要を説く動態的銀行論として特徴づけた点、為替論に関しては、ステュアートが為替管理を臨時的・一時的な処置としてのみ許していたという解釈を批判し、為替手形を平価に近づけ安定させるように為政者が慎重に絶えず管理すべきであるという解釈を提示した点、これらはいずれも、単にステュアート『原理論』の解釈というだけにとどまらず、経済理論として独自の意義を認めることのできるものである。

第4に、テキストを厳密に解釈する力量は高く評価したい。これは一般論としては、学説史研究における当然の基礎であり、もっとも正統な手法であるが、これによって、通説を覆すオリジナルな解釈にたどりつくことは容易でない。本論文筆者は、ステュアート貨幣・信用論の計算貨幣論、利子論、銀行論、為替論などに関して、現在支配的な位置にある諸説を紹介し、それを丁寧に検討することで内包された問題点を批判し、そのうえで替わるべき独自の新しい解釈が示されている。しかもそれらは、バラバラな解釈ではなく、上記のように、より大きなステュアートの経済学体系のうちに統合され、整合性をもつという主張につながっている。このような部分と全体を見通したうえでの緻密な洞察力を、本論文の節々に窺うことができた。

しかし、本論文には、疑問とすべき論点、さらに究明すべき未解決の問題も残されている。

第1に、本論文の内的な展開に関して。ステュアートの貨幣・信用論内部の解明にとどまらず、『経済学原理』の前半体系との関係が示されている点は、本論文の重要な貢献である。ただ、その前半体系における経済発展の段階規定、そこにおける為政者による統御の意義、「重商主義」とよばれてきた政策体系などについて、本論文は独自の解釈を想定しているが、その論拠を示してはいない。この点は、今後の課題とすべきかもしれないが、後半体系から逆に前半体系を特定の方

読み込み、「斯くあるはず」と推定してる可能性も残る。本論文の範囲でも、もう少し、前半体系の要所に関して、テキストに沿った言及が欲しいところである。

第2に、本論文の外的な展開に関して。本論文は、ステュアート『経済学原理』のテキストに内在し、厳密な解釈に基づくそこに隠された貨幣・信用の体系性を発掘することに集中している。これは学説史研究の基本ではあるが、ただ、同時にこのようなステュアートの主張が、どのような歴史的背景をもち、また、当時のどのような状況に対処すべく考えられたのか、といった点に関して、本研究論文はかなり禁欲的である。もちろん、こうした時代状況や歴史的背景に、ステュアートの経済学体系が解消されるものではない。テキストに沿って、正確に内的展開を捉えることなく、受動的に時代状況を反映したものとして、個々の経済学者の学説を位置づけるような還元主義的手法は厳に戒められるべきである。ただ、そのことと、テキストから読み出されたメッセージを、あらためて歴史的に位置づけ評価するということは、別のことである。本論文が、とくに、ステュアート自身の歴史的動態論を重視するものである点を鑑みるに、なおのこと、後者のような意味での歴史的意味づけが求められる。

第3に、今日におけるステュアートに関する研究状況との関連について。本論文は、計算貨幣論、利子論、銀行信用論、為替論に関して、それぞれ、斬新な解釈を提示し、今日次第に支配的な影響力をもっている研究成果を強く意識し、さらにそれを内在的に批判し、自説を対置するというかたちになっている。先端のその先に進もうという意欲はよくわかるが、ステュアート研究全体の流れについての論及が乏しい。さらに、ステュアートと同時代の経済学者たちに関する学説史研究とのつながりなども考える必要があろう。

以上のような問題は残されているが、本論文は博士（経済学）の学位を授与するに足る研究成果であると結論に審査員会一同一致した。